（独立行政法人中小企業基盤整備機構法施行令の一部改正）

第三条　独立行政法人中小企業基盤整備機構法施行令（平成十六年政令第百八十二号）の一部を次のように改正する。

附則に次の二条を加える。

（産業競争力強化法等の一部を改正する法律による改正前の産業競争力強化法に係る経過業務に係る納付金額の通知及び納付期限）

第十一条　経済産業大臣及び財務大臣は、法附則第十三条の四第一項の規定により機構が国庫に納付すべき金額（以下この条において「納付金額」という。）を定めたときは、機構に対し、その納付金額を通知しなければならない。

2　前項の通知は、法附則第八条の七に規定する業務を終えた日の属する事業年度に係る財務諸表の提出があった日から一月以内にするものとする。

3　機構は、第一項の通知を受けたときは、経済産業大臣及び財務大臣の指定する期日までに、その納付金額を国庫に納付しなければならない。

（産業競争力強化法等の一部を改正する法律による改正前の産業競争力強化法に係る経過業務に係る納付金の帰属する会計）

第十二条　法附則第十三条の四第一項の規定による納付金は、一般会計に帰属させるものとする。

（中小企業信用保険法施行令の一部改正）

第四条　中小企業信用保険法施行令（昭和二十五年政令第三百五十号）の一部を次のように改正する。

第二条第四項中「第二十四条」を「第三十二条又は第三十九条」に改め、同条第五項及び第六項中「第三十五条第一項」を「第四十七条第一項」に改める。

（産業技術力強化法施行令の一部改正）

第五条　産業技術力強化法施行令（平成十二年政令第二百六号）の一部を次のように改正する。

第六条第四号中「第二条第十二項」を「第二条第十五項」に改める。

（租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令の一部改正）

第六条　租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令（平成二十九年政令第百十四号）の一部を次のように改正する。

附則第二十条中「おいて、」の下に「同条第一項中「産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）」とあるのは「産業競争力強化法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第二十六号）第一条の規定による改正前の産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号。以下この項において「旧産業競争力強化法」という。）」と、「日は、産業競争力強化法」とあるのは「日は、旧産業競争力強化法」と、」を加える。

附則第二十七条中「）第五十五条の三第一項」と」の下に「「産業競争力強化法」とあるのは「産業競争力強化法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第二十六号）第一条の規定による改正前の産業競争力強化法」と」を加える。

（金融庁組織令の一部改正）

第七条　金融庁組織令（平成十年政令第三百九十二号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項第一号テ中「第二十一条第二項」を「第二十六条第二項」に改める。

（経済産業省組織令の一部改正）

第八条　経済産業省組織令（平成十二年政令第二百五十四号）の一部を次のように改正する。

第百四十九条第十一号中「第二十六条第一項」を「第十六条第一項に規定する事業再編投資計画並びに同法第三十四条第一項」に改める。

第百五十四条第七号中「ものに限る」を「ものに限り、財務課の所掌に属するものを除く」に、「第二十六条第一項」を「第三十四条第一項」に改める。

第百五十六条第四号を同条第五号とし、同条第三号の次に次の一号を加える。

四　中小企業等経営強化法の施行に関すること（同法第十三条第一項に規定する経営力向上計画（中小企業者の行う同法第二条第十項に規定する事業承継等に係るものに限る。）及び同法第十六条第一項に規定する事業再編投資計画に関することに限る。）。

第百六十二条第三号中「経営革新計画」の下に「及び同法第三十八条第一項に規定する情報処理支援業務」を加える。

第二章　経過措置

（改正法附則第十四条第二項の規定により読み替えて適用する改正法第三条の規定による改正後の中小企業等経営強化法第二十八条第一項の政令で定める期間）

第九条　産業競争力強化法等の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）附則第十四条第二項の規定により読み替えて適用する改正法第三条の規定による改正後の中小企業等経営強化法第二十八条第一項の政令で定める期間は、改正法第三条の規定による改正前の中小企業等経営強化法第二十八条第一項の認定（中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律の一部を改正する法律（平成二十八年法律第五十八号）による改正前の中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律（平成十一年法律第十八号）第十七条第一項の規定によりされた認定（以下この条において「旧認定」という。）を含む。）を受けた日から起算して五年（旧認定を受けた日が平成二十七年七月八日以前である場合にあっては、改正法の施行の日から起算して二年）とする。

（株式会社日本政策金融公庫の行う事業再編促進円滑化業務に関する経過措置）

第十条　改正法附則第七条の規定によりなおその効力を有することとされた改正法第一条の規定による改正前の産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号。次条において「旧産業競法」という。）第三十九条第一項に規定する株式会社日本政策金融公庫の事業再編促進円滑化業務については、第一条の規定による改正前の産業競争力強化法施行令（次条において「旧産業競法施行令」という。）第九条の規定は、この政令の施行後も、なおその効力を有する。この場合において、同条中「法第三十九条第一項」とあるのは「産業競争力強化法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第二十六号）附則第七条の規定によりなおその効力を有することとされた同法第一条の規定による改正前の法第三十九条第一項」と、「第三十条第一項並びに」とあるのは「第三十条第一項中「法第五十九条第一項」とあるのは「産業競争力強化法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第二十六号）附則第七条の規定によりなおその効力を有することとされた同法第一条の規定による改正前の産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号。次条において「なお効力を有する旧産業競法」という。）第三十九条第二項の規定により読み替えて適用する法第五十九条第一項」と、同令」と、「「産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）第三十九条第二項」とする。

（指定金融機関の行う事業再編促進業務に関する経過措置）

第十一条　改正法附則第八条の規定によりなおその効力を有することとされた旧産業競法第四十一条第一項の指定金融機関の行う同項に規定する事業再編促進業務については、旧産業競法施行令第十二条の規定は、この政令の施行後も、なおその効力を有する。この場合において、同条中「、法第四十一条第一項」とあるのは「、産業競争力強化法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第二十六号）附則第八条の規定によりなおその効力を有することとされた同法第一条の規定による改正前の法（以下この条において「旧産競法」という。）第四十一条第一項」と、「法第四十三条第一項」とあるのは「旧産競法第四十三条第一項」と、「法第四十六条」とあるのは「旧産競法第四十六条」と、「法第四十八条第一項」とあるのは「旧産競法第四十八条第一項」と、「法第四十七条第一項」とあるのは「旧産競法第四十七条第一項」と、「（法第四十一条第一項」とあるのは「（旧産競法第四十一条第一項」とする。

附　則

（施行期日）

第一条　この政令は、改正法の施行の日（平成三十年七月九日）から施行する。

（処分、手続等に関する経過措置）

第二条　この政令の施行前に環境大臣に対してされた中小企業等経営強化法（以下この条において「中小強化法」という。）第八条第一項の承認若しくは中小強化法第九条第一項の変更の承認（第一種動物取扱業（動物の愛護及び管理に関する法律（昭和四十八年法律第百五号）第十条第一項に規定する第一種動物取扱業をいう。以下この項及び第三項において同じ。）及び第二種動物取扱業（同法第